

●住宅・建築物の耐震化促進

【取組の概要】

各地方公共団体は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画を策定し、それに基づいて住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を進めています。耐震化の方法としては、耐震診断を受け、その結果に基づき耐震改修する場合と、更新による場合があります。

住宅、特に木造家屋等の倒壊防止は、地震発生時に自身の安全と財産を守るために重要です。また、避難路・経路や緊急輸送路において、建築物の倒壊物から安全な走行を確保し、2次災害を最小限に抑える上でも、住宅・建築物の耐震化をより一層促進する必要があります。そのため、住宅・建築物の耐震化は「自助」として行うものです。

また、速やかな避難を行うためには、確実に家屋から出ることです。床類に転倒物や落下物が散乱しては屋外に出ることは困難です。そのためには、家具類の転倒防止や内容物の散乱防止を始め、天井類等の構造2次部材の耐震化も行うことが速やかな避難を行うために重要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・「命を守るために逃げる」ことが重要です。住宅や建築物等の倒壊は、円滑な避難の阻害要因となることを認識する必要があります。過去の地震でも、倒壊によって家から脱出できなかったことや、避難経路を塞がれたことで、多くの方々が亡くなっています。
- ・住宅の耐震化の推進は、地震・津波災害に強いまちづくりの視点ばかりでなく、復旧・復興がしやすいまちづくりの視点からも重要です。
- ・東京都では、震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道の建築物の耐震化を推進する「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を制定しています。
- ・住宅や建築物の耐震化を促進するためには、住民等の理解や協力が不可欠です。住民が、自分たちの命は自分たちで守るという、自助・共助の意識を高めることが必要です。
- ・愛知県では、愛知県および名古屋市の建設部局・防災部局、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学の3国立大学法人の建築構造を専門とする教員と連携を図り、耐震化戦略策定

手法、低コスト高耐震化構法、技術普及プログラム等の成果を幅広く地域に普及させるため、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」を設立し、総合的な地域災害対応力向上に取り組んでいます。

- ・東京都では、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震改修の実施例や地震から命を守るための装置についての事例を「安価で信頼できる木造住宅の『耐震改修工法・装置』の事例紹介」として紹介しています。耐震改修の工法として、耐震改修工法部門（壁補強、接合部・部材補強、シェルター補強、免震等）や装置等部門（部屋の一部を安全にするシェルター等）、その他アイデア部門として、63種類の工法を紹介しています。これを用い各市町村では、耐震診断や耐震改修などの費用の一部を助成しています。
- ・東京都墨田区では、昭和56年5月31日以前に着工された木造建物に対し、次の耐震改修に要した経費を補助しています。

耐震改修工事：総合評点が1.0未満の建築物の総合評点[※]を1.0以上の建築物にする工事

簡易改修工事：総合評点が1.0未満の建築物について、改修工事前に比較して耐震性能が向上する工事及び、東京都が選定した「安価で信頼できる木造住宅の、耐震改修工法・装置」の耐震改修工法部門の工法により改修工事前に比較して耐震性能が向上する工事

※) 総合評点とは、(財)日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による建築物の耐震性の判定基準をいう。

- ・地震発生時の避難のあり方、住宅等の耐震化の重要性等の理解を得ることが不可欠で、住民に対して、様々な機会を通して、国や地方公共団体の支援方法を含めて広報・周知を行う必要があります。
- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える診断方法として、一般財団法人建築防災協会が「誰でもできるわが家の耐震診断」を作成されています。
- ・また、家具の固定やブロック塀の転倒防止により、多くの命が守られます。建築物等の耐震化とあわせて、家具やブロック等に対する転倒防止対策を進めることが必要です。

◆参考資料

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（国土交通省、平成18年1月）
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070125_4_.html
- ・住宅における地震被害軽減に関する指針（内閣府、平成16年8月）

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h16/040825juutaku/juutaku.html>

- ・愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

<http://www.aichi-gensai.jp/>

- ・愛知県建築物地震対策推進協議会

<http://www.aichi-jishin.jp/index.html>

- ・東京都耐震ポータルサイト

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

- ・誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人建築防災協会)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

【事例】

○三重県南伊勢町の取組

- ・災害時 要援護者 宅 家具固定 事業

南伊勢町では、災害時要援護者の避難を容易にするため、シルバー人材センターを活用し、高齢者の住宅の家具を金具で固定化する事業を行っています。費用は、県の補助を活用して実施されています。



- ・耐震シェルター設置事業

地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、高齢者など災害時要援護者の住宅に耐震シェルターを設置した際に、その費用の一部を補助する事業を行っています。

費用は、県の補助を活用して実施されています。



○愛知県東海市の取組

・木造住宅耐震診断制度

東海市では、住宅について、具体的にどこがどの程度耐震的に悪いのかを知り、その後の改修工事の参考にするため、専門家による耐震診断を無料で実施する制度を設けています。

・平成24年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助制度

東海市では、地震による倒壊の被害を防ぐため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造軸組住宅(在来構法及び伝統構法)の耐震補強工事を行う者を対象に、災害に対する住宅の安全性の増進と市民の生命及び財産の保護を目的に、工事費用の一部を補助する制度を設けています。

木造住宅耐震診断のご案内

東海地震、東南海地震等の大規模地震による被害が心配されている中、ご自身の住宅について、具体的にどこがどの程度耐震的に悪いのかを知り、その後の改修工事の参考にしていただくため、専門家による耐震診断を無料で実施いたしますので、ぜひ、この機会にお申込みください。

申込み期間	常時 (予定棟数になり次第、受付を終了しますので、事前にお問い合わせください。)
対象者	市税の滞納がなく、市内で昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法型)の所有者。
応募方法	診断を希望される場合は、印鑑を持参のうえ、市役所都市整備課(4階)へお越しいただき、備え付けの耐震診断申込書に必要事項を記入し、市税の完納証明書【市役所収納課(1階)で無料で発行します】を添えて、提出してください。ご希望のかたには、資料と申込書を送付いたします。また、郵送による受付もしております。なお、郵送による受付の場合、完納証明書を発行するための委任状(委任者は東海市長になります。)が必要です。
その他	対象とすることが認められる住宅について、後日、日程調整のうえ、診断員を派遣します。
お問い合わせ、申込書請求及び提出先	東海市役所 都市建設部 都市整備課(4階) 開発指導担当

平成24年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助制度のご案内

地震による倒壊の被害を防ぐため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造軸組住宅(在来構法及び伝統構法)の耐震補強工事を行う方に、災害に対する住宅の安全性の増進と市民の生命及び財産の保護を目的に、予算の範囲内で工事費用の一部を補助します。

補助金交付申請受付	補助申請書は、平成24年4月16日から平成25年1月31日まで先着順で受付けます。 ただし、予算の範囲を超えた場合は、受付を終了しますのでご承知ください。
補助対象	1 工事は平成25年3月15日までに完了できること。 2 昭和56年5月31日以前に着工した在来構法及び伝統構法による木造住宅の所有者(所有者の同意を得た同居者を含む)で、市税の滞納がない方。 3 木造住宅耐震改修費補助の主な要件 【1】東海市が実施した無料木造耐震診断事業で、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅を判定値1.0以上かつ判定値に0.3を加算した数値以上とする耐震補強工事 【2】(財)愛知県建築住宅センターが実施した住宅(現地)診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅を判定値1.0以上とする耐震補強工事
補助内容	1 補助対象費用 耐震補強に係る工事費、設計費、補強計画に要する費用 2 補助額 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事費の23%かつ限度額80万円 <input type="checkbox"/> 設計・監理費の2/3かつ限度額10万円 <input type="checkbox"/> 附帯工事費のうち80万円かつ□及び□の補助額と合計して90万円を超えない額 <input type="checkbox"/> □□合わせて最大90万円
耐震改修促進税制	耐震改修補助を利用した場合、所得税の控除を受けることができます。また、平成27年までに一定の条件に適合する耐震改修工事を行った場合、固定資産税を減額措置を受けることができます。
その他	補助申請者は工事着手前に補助申請を提出し、市の承認を受けてください。
お問い合わせ、申込書請求及び提出先	東海市役所 都市建設部 都市整備課(4階)開発指導担当